

伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、予算の範囲において、おおむね小学校区を活動単位として地域ぐるみで介護予防に取り組む活動を行う団体に対して、当該活動の経費の一部を助成することにより、地域における高齢者の生活支援体制を充実するとともに、地域における多様な支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

2 この要綱による補助金の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和42年伊丹市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 補助金 伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金をいう。
- (3) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (4) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (5) 生活支援活動等 別表1に掲げる活動をいう。
- (6) 地域包括支援センター等 地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所をいう。
- (7) コーディネーター 生活支援活動等を利用するに当たり、地域包括支援センター等や利用者からの連絡を受けて従事者と利用者の間を調整するとともに、他の地域活動を紹介及び参加への誘導を行い、又はこれらに係る所要の事務を行う者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号に定める要件を備えなければならない。

- (1) 地縁団体、任意団体又は非営利法人であって、営利を目的とした活動を行わない団体であること。
- (2) 特定の地縁団体、任意団体又は非営利法人に加入していることなどを利用条件とすることなく、活動を実施する小学校区内において、生活支援活動等を希望する高齢者を対象としている団体であること。
- (3) 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくはその統制下にある団体でないこと。
- (4) 下記に掲げる条件を満たす責任者を置くこと。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者又は市長が別に定める研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であること。

- イ 同一団体の他の事業の責任者又はコーディネーターとの兼務を可能とする。
- (5) 下記に掲げる条件を満たすコーディネーターを1名以上置くこと。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
 - ア 1日に4時間以上かつ週に5日以上、地域包括支援センター等及び利用者からの連絡に対応すること。
 - イ 同一団体の他の事業の責任者又は当事業の責任者との兼務を可能とする。
- (6) 次条に定める補助事業のすべてを実施する団体であること。ただし、次条第1号に定める事業は別表1に掲げる事業のいずれかを実施していることを要件とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 生活支援活動等 別表1に掲げる活動
 - (2) 社会参加の促進活動 地域包括支援センター等、利用者及び家族からの相談に対して、地域ふれ愛福祉サロンや老人クラブ活動等を紹介又は参加に向けた調整、並びにそれらの活動に運営ボランティアとして参画することの調整
 - (3) 通いの場の創出 伊丹市が一般介護予防事業として実施するいきいき百歳体操に取り込むグループへの支援及び参加者数の増加を目指した活動並びにそれらの活動に運営ボランティアとして参画することの調整
- 2 補助事業者が前項各号に掲げる事業について利用者から利用者負担額を徴収する場合においては、次に掲げる要件を満たさないときは、当該事業は補助の対象としない。
- (1) 利用者負担額は、原則として1回の提供につき1,500円の範囲内で設定されていること。
 - (2) 別表1に定める生活支援活動等ごとに利用者負担額が定められていること。
 - (3) 利用者に対して、徴収した利用者負担額を記載した領収書が交付されていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業の実施に要した経費から補助事業者が徴収した利用者負担額の合計額を控除した額とし、一の年度につき40万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)のほか必要な書類を添えて、当該年度の7月10日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金交付申請書の提出があった

ときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により、申請のあった補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に基づく補助金の請求を受けた場合には、その内容を審査し、30日以内に請求のあった補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度終了後（補助事業が年度の途中で完了したときは、当該補助事業の完了後）30日以内に、伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実施記録等）

第12条 団体が利用者に対して生活支援活動等を提供した場合は、その提供の都度、提供内容等を記録しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を備え付け、前項の提供記録とともに、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 補助事業者は、生活支援活動等を行う者又は行っていた者が、正当な理由がなく、その活動上知り得た利用者又はその家族に係る情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

生活支援活動等の内容

生活援助活動	
(1)	掃除
(2)	洗濯
(3)	ベッドメイク
(4)	衣類の整理・被服の補修
(5)	一般的な調理・配下膳
(6)	買い物・薬の受け取り
生活支援活動	
(7)	ごみ捨て（大型ごみを含む）
(8)	大掃除
(9)	電球交換
(10)	庭作業（草ひき・水やり・樹木選定等）
(11)	家具の移動
(12)	代筆・代読
(13)	郵便物の確認等
(14)	外出支援（通院介助を含む）
(15)	その他市長が必要と認めるもの